

佐賀県訓令甲第6号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>ユニバーサルデザイン推進監</u></p> <p>(19)～(24) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長又は政策監（以下この項及び第12条第9項において「課長等」という。）が専決することができる事務のうち、課長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>さが創生企画監</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) <u>地域振興企画監</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>ユニバーサル社会推進監</u></p> <p>(19)～(24) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長又は政策監（以下この項及び第12条第7項において「課長等」という。）が専決することができる事務のうち、課長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

改正前	改正後
<p>6・7 略 （本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長（ユニバーサルデザインの推進に関する事務については<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業の推進に関する事務については有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想の推進に関する事務についてはコスメティック構想推進監、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務については国際戦略推進監、観光施策の総合調整及び推進に関する事務については観光戦略推進監）若しくは室長がその事務を代決することができる。</p> <p>11～17 略</p> <p>18 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在のときは、政策監が組織規則第26条第1項の規定により置かれた<u>さが創生企画監及び副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>19 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u>が専決することができる事務について、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>が不在のときは、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p>20～25 略 （課長等の代決者等）</p>	<p>6・7 略 （本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長（ユニバーサルデザインの推進に関する事務については<u>ユニバーサル社会推進監</u>、粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業の推進に関する事務については有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想の推進に関する事務についてはコスメティック構想推進監、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務については国際戦略推進監、観光施策の総合調整及び推進に関する事務については観光戦略推進監）若しくは室長がその事務を代決することができる。</p> <p>11～17 略</p> <p>18 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在のときは、政策監が組織規則第26条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p>19 <u>ユニバーサル社会推進監</u>が専決することができる事務について、<u>ユニバーサル社会推進監</u>が不在のときは、<u>ユニバーサル社会推進監</u>が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p>20～25 略 （課長等の代決者等）</p>

改正前			改正後		
第12条 略 2 略 3 <u>さが創生企画監が専決することができる事務について、さが創生企画監が不在のときは、政策監がその事務を決裁するものとする。</u> 4～7 略 8 <u>地域振興企画監が専決することができる事務について、地域振興企画監が不在のときは、市町村課長がその事務を決裁するものとする。</u> 9・10 略 別表第1（第2条の2関係）			第12条 略 2 略 3～6 略 7・8 略 別表第1（第2条の2関係）		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、 <u>粒子線治療推進監</u> 、有田焼創業400	自己の旅行命令に関する こと	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、 <u>粒子線治療推進監</u> 、有田焼創業400年事	自己の旅行命令に関する こと

改正前		改正後	
年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監及び出納局長		業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監及び出納局長	
略		略	
副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織（ <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織（ <u>ユニバーサル社会推進監</u> 及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の

改正前				改正後			
			項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること				規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること		年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	

改正前			改正後		
	略			略	
	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること
	略			略	

改正前			改正後		
	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略		時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略	
	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン</u>	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進</u>	自己の休日の代休日の指定に関すること

改正前			改正後		
	推進監、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長			監、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長	
	略			略	
	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有	自己の宿日直勤務の命令に関すること

改正前		改正後	
	有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長		田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監及び出納局長
	略		略
	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサル社会推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監

別表第3（第3条、第4条関係）

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
略				
消防防災課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務	略		

別表第3（第3条、第4条関係）

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
略				
消防防災課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務	略		
さが創	地域総合整			地域総合整

改正前				改正後			
				<u>生推進課</u>	<u>備資金に関する事務</u>		<u>備資金貸付けに係る事務を処理すること</u>
				<u>さが創生推進課</u>	<u>過疎対策、離島振興及び半島振興に関する事務</u>		<u>過疎地域、離島及び半島地域の振興対策の方針及び振興計画の作成に関すること</u>
				<u>さが創生推進課</u>	<u>低開発地域工業開発促進法に関する事務</u>		<u>法第2条の規定に基づく地域指定等の申請等に関すること</u>
				<u>さが創生推進課</u>	<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に関する事務</u>		<u>法第4条の規定に基づく地域指定及び法第5条の規定に基づく指定地域の変更等に関すること</u>

改正前					改正後				
					<u>さが創生推進課</u>	<u>地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に関する事務</u>	<u>地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を決定すること</u>		
					<u>さが創生推進課</u>	<u>移住支援に関する事務</u>			<u>移住支援の実施に関すること</u>
<u>男女参画・県民協働課</u>	特定非営利活動法人に関する事務	略			<u>男女参画・県民協働課</u>	特定非営利活動法人に関する事務	略		
略					略				
<u>市町村課</u>	市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務	1 市町の名称変更の議に關すること 2 市町の配置分合及び境界変更の処分に關すること 3 市制及び町制施行に關すること	1 市町の組合の設立を許可すること 2 市町の地方交付税の額の決定に關すること 3 全化計画等を総務大臣に報告すること	1 市町に対する助言、勸告及び資料提出の要求並びに検査、報告の徴収、諸届出の処理又は告示若しくは報告に關すること	<u>市町支援課</u>	市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務	1 市町の名称変更の議に關すること 2 市町の配置分合及び境界変更の処分に關すること 3 市制及び町制施行に關すること	1 市町の組合の設立を許可すること 2 市町の地方交付税の額の決定に關すること 3 全化計画等を総務大臣に報告すること	1 市町に対する助言、勸告及び資料提出の要求並びに検査、報告の徴収、諸届出の処理又は告示若しくは報告に關すること

改正前					改正後						
				<p>4 市町村 税の課税 権の帰属 その他地 方税法の 規定の適 用につい て関係市 町の意見 及び協議 が整わな い場合に その決定 をすること</p>	<p>2 市町の 組合の組 織等の変 更につい て許可す ること</p> <p>3 地方自 治法施行 令第219 条第2項 の規定に よる財産 区の財産 処分計画 の協議に 関すること</p> <p>4 地方自 治法第 296条の 5第2項 の規定に よる財産 区の財産 及び公の 施設の処 分につい て同意す</p>					<p>4 市町村 税の課税 権の帰属 その他地 方税法の 規定の適 用につい て関係市 町の意見 及び協議 が整わな い場合に その決定 をすること</p>	<p>2 市町の 組合の組 織等の変 更につい て許可す ること</p> <p>3 地方自 治法施行 令第219 条第2項 の規定に よる財産 区の財産 処分計画 の協議に 関すること</p> <p>4 地方自 治法第 296条の 5第2項 の規定に よる財産 区の財産 及び公の 施設の処 分につい て同意す</p>

改正前					改正後				
				<p>ること</p> <p>5 市町の財産区の監査等に関すること</p> <p>6 市町職員の研修に関すること</p> <p>7 住民基本台帳に関し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすること</p> <p>8 住居表示の実施に関し、勧告、報告の徴収又は技術的な援助若しくは助言をすること</p>					<p>ること</p> <p>5 市町の財産区の監査等に関すること</p> <p>6 市町職員の研修に関すること</p> <p>7 住民基本台帳に関し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすること</p> <p>8 住居表示の実施に関し、勧告、報告の徴収又は技術的な援助若しくは助言をすること</p>

改正前					改正後				
				9 地方行政資料の提出に關すること					9 地方行政資料の提出に關すること
				10 市町の特別交付税に係る説明書の提出に關すること					10 市町の特別交付税に係る説明書の提出に關すること
				11 市町の地方債の同意等予定額の決定に關すること					11 市町の地方債の同意等予定額の決定に關すること
				12 地方税法第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分に關すること					12 地方税法第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分に關すること
				13 地方税法第389					13 地方税法第389

改正前					改正後				
				条第1項 及び第 417条第 2項の規 定による 固定資産 の価格等 の決定又 は配分若 しくは修 正につい ての異議 申立てを 処理する こと 14 地方税 法第419 条第1項 の規定に より固定 資産の価 格等の修 正につい て勧告す ること 15 固定資 産評価の 提示平均					条第1項 及び第 417条第 2項の規 定による 固定資産 の価格等 の決定又 は配分若 しくは修 正につい ての異議 申立てを 処理する こと 14 地方税 法第419 条第1項 の規定に より固定 資産の価 格等の修 正につい て勧告す ること 15 固定資 産評価の 提示平均

改正前					改正後				
				額を関係 市町に通 知すること と					額を関係 市町に通 知すること と
				16 固定資 産の価格 等の概要 調書の提 出に關す ること					16 固定資 産の価格 等の概要 調書の提 出に關す ること
				17 地方税 法第422 条の2第 3項の規 定により 固定資産 の価格の 修正に關 する総務 大臣の指 示に基づ いてした 措置につ いて総務 大臣に報 告すること と					17 地方税 法第422 条の2第 3項の規 定により 固定資産 の価格の 修正に關 する総務 大臣の指 示に基づ いてした 措置につ いて総務 大臣に報 告すること と
				18 国有提					18 国有提

改正前					改正後				
				供施設等 所在市町 村助成交 付金、施 設等所在 市町村調 整交付金 、地方特 例交付金 、交通安 全対策特 別交付金 等及び地 方譲与税 に関する こと					供施設等 所在市町 村助成交 付金、施 設等所在 市町村調 整交付金 、地方特 例交付金 、交通安 全対策特 別交付金 等及び地 方譲与税 に関する こと
<u>市町村</u> 課	市町村の土 地開発公 社に関する 事務		市町土地開 発公社の設 立を認可す ること	1 市町土 地開発公 社の検査 及び措置 要求等に 関すること 2 市町土 地開発公 社の組織 等の変更 について	<u>市町支</u> 援課	市町村の土 地開発公 社に関する 事務		市町土地開 発公社の設 立を認可す ること	1 市町土 地開発公 社の検査 及び措置 要求等に 関すること 2 市町土 地開発公 社の組織 等の変更 について

改正前					改正後				
				認可すること 3 市町土地開発公社の業務の運営に関し設立団体に勧告すること					認可すること 3 市町土地開発公社の業務の運営に関し設立団体に勧告すること
市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務		住民基本台帳法第30条の43に基づく違反行為者に対する勧告及び命令に関すること	1 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報処理事務の指定情報処理機関への委任に関すること 2 住民基本台帳ネットワークシステムに係る	市町支援課	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務		住民基本台帳法第30条の38に基づく違反行為者に対する勧告及び命令に関すること	1 住民基本台帳ネットワークシステムに係る

改正前					改正後				
				本人確認 情報の利 用及び提 供に關す ること <u>3</u> 住民基 本台帳ネ ットワー クシステ ムに係る 市町間の 事務処理 の連絡調 整に關す ること <u>4</u> 住民基 本台帳ネ ットワー クシステ ム保護審 議会に關 すること					本人確認 情報の利 用及び提 供に關す ること <u>2</u> 住民基 本台帳ネ ットワー クシステ ムに係る 市町間の 事務処理 の連絡調 整に關す ること <u>3</u> 佐賀県 住民基本 台帳ネッ トワーク システム 本人確認 情報保護 審議会に 關するこ と
<u>市町村</u> 課	市町村職員 共済組合に 關する事務			市町村職員 共済組合の 監査等に關	<u>市町支</u> 援課	市町村職員 共済組合に 關する事務			市町村職員 共済組合の 監査等に關

改正前					改正後					
				すること						すること
市町村課	地域総合整備資金に関する事務			地域総合整備資金貸付に係る事務を処理すること						
市町村課	過疎対策、離島振興及び半島振興に関する事務		過疎地域、離島及び半島地域の振興対策の方針及び振興計画の作成に関すること	過疎地域、離島及び半島地域の振興計画の事務に関すること						
市町村課	低開発地域工業開発促進法に関する事務		法第2条の規定に基づく地域指定等の申請等に関すること	法の施行に関すること						
市町村課	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に関する		法第4条の規定に基づく地域指定及び法第5条の規定に基づく指定地域の変更	指定地域の基本計画の事務に関すること						

改正前					改正後				
		る事務		等に関する こと					
略					略				

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年7月15日から施行する。ただし、別表第3の市町村課の住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務の項の本部長専決事務及び課長専決事務の欄の改正規定は、平成27年10月5日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

2 佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織（<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織（<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部にお</p>

改正前	改正後
<p>における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、<u>ユニバーサルデザイン推進監専決事項</u>、粒子線治療推進監専決事項、有田焼創業400年事業推進監専決事項、コスメティック構想推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及び観光戦略推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、<u>さが創生企画監専決事項</u>、国民保護・防災対策監専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、団体検査・指導監専決事項、<u>地域振興企画監専決事項</u>、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>ける同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、<u>ユニバーサル社会推進監専決事項</u>、粒子線治療推進監専決事項、有田焼創業400年事業推進監専決事項、コスメティック構想推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及び観光戦略推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

- 3 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

4 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成2年佐賀県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>